

酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p>収受印</p>		整理番号	※												
令和 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒													
(電話番号 - -)															
(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)															
税務署長 殿		(法人番号)		<small>個人の方は、個人番号の記載は不要です。</small>											
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>															

租税特別措置法第 87 条第 4 項第 1 号の承認を受けたいので、同法第 87 条第 5 項の規定により関係書類を添付して申請します。

申請する税務署の管轄内に所在する製造場	(所在地) 〒
	(名称)

※以下は上記に記載している製造場以外に製造場を有している場合に記載してください。
書ききれない場合は、次葉に記載してください。

その他に有している製造場	(所在地) 〒
	(名称) (所轄税務署名) 税務署
その他に有している製造場	(所在地) 〒
	(名称) (所轄税務署名) 税務署
その他に有している製造場	(所在地) 〒
	(名称) (所轄税務署名) 税務署
税理士署名	(電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	番号確認		入力年月日		担当者	
----------	------	--	-------	--	-----	--

酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、租税特別措置法第 87 条第 4 項第 1 号の承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、製造場の所在地を所轄する税務署長に提出してください。ただし、2 以上の製造場を有する製造者は、いずれかの製造場を所轄する税務署長のうち、本店所在地又は主たる事業所を所轄する税務署長（個人にあつては住所地を所轄する税務署長）に提出してください。
（注）本店所在地等に製造場を有しない場合や課税移出数量が最も多いなど合理的な理由がある場合は、製造場の所在地を所轄する任意の税務署長に申請書を提出することができます。
- 3 この申請書には、「事業計画書」及び「酒税特例措置に係る誓約書」を添付してください。
- 4 「その他に有している製造場」欄に書ききれない場合は、次葉に記載し、申請書に添付してください。
- 5 ※欄は記載しないでください。